

【中国】人民武装警察法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 2020年6月20日、人民武装警察法が改正された。習近平政権の軍改革に伴う海警の編入等の再編状況を反映するとともに、指揮権限や各部隊の任務等の規定を整備している。

1 背景と経緯

人民武装警察（以下「武警」）は、国防法¹第22条で人民解放軍等とともに中国の「武装力」と規定される組織である。元は公安部隊として創設され、1982年に人民解放軍の警備任務及び公安の国境防衛、消防等の任務を移管されて正式に成立した武警は、中核部隊の内衛を除き、中央軍事委員会だけでなく国務院の関係部局による指揮をも受けていた²。

習近平政権による軍改革の「軍は軍、警は警、民は民」の原則により、2018年1月以降、まず、国務院との二重指揮が解消され、武警の指揮体制が中央軍事委員会の下に統一され、元々その単独指揮下にある内衛部隊だけが武警に残り、その他の部隊は武警を離れ国務院関係部局等へ移管された。次に、同年7月、国務院の国家海洋局（対外名称：中国海警局）に属し海上での法執行等を担う海警が、中国海警局の名称を保ちつつ新たに武警に編入された（表1）。

これに先立つ2017年11月に、全国人民代表大会常務委員会は、武警改革の期間は人民武装警察法（2009年制定。全7章38か条）を改正しないことを決定していた³が、2020年4月及び6月に同法の改正法案の審議がなされ、同年6月20日に成立・公布、翌21日に施行された⁴。

表1 人民武装警察（武警）改革に関する主な文書

発出日	文書名	関連する主な内容
2016.1.1	国防及び軍隊改革の深化に関する中央軍事委員会の意見	中央軍事委員会による集中統一的指導を強化し、指揮管理体制を調整し、部隊構成を最適化する。
2017.12.27	中国人民武装警察部隊の指導指揮体制の調整に関する中国共産党中央委員会の決定	2018年1月から武警部隊は中国共産党中央委員会と中央軍事委員会が集中統一的に指導し、国務院の所属を外れる。中央・地方の関係部門は武警との調整体制を構築する。
2018.3.21	党及び国家機構の改革深化方案	国務院指導下の武警部隊を全て非現役化して同院関係部局等に移管し、海警の部隊と機能を全て武警に移管する。
2018.6.22	中国海警局の海洋権益保護のための法執行の職権に関する全国人民代表大会常務委員会の決定	2018年7月から海警を武警所属の海警総隊とし、海上の治安維持、資源開発、環境保護、漁業管理、密輸取締等の法執行を担当させる。別途関連法規を制定・改正する。

（出典）次を基に筆者作成。「中央军委关于深化国防和军队改革的意见」2016.1.1. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/mil/2016-01/01/c_1117646695.htm>; 「中共中央決定調整中国人民武装警察部队领导指挥体制」2017.12.27. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/2017-12/27/c_1122175909.htm>; 「中共中央印发《深化党和国家机构改革方案》」2018.3.21. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/2018-03/21/content_5276191.htm#3>の「六、深化跨军地改革」; 「（受权发布）全国人民代表大会常务委员会关于中国海警局行使海上维权执法职权的决定」2018.6.22. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/2018-06/22/c_1123023766.htm>

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年9月10日である。

¹ 「中华人民共和国国防法」中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/05/content_5004681.htm>

² 上田篤盛「人民武装警察」茅原郁生編『中国軍事用語事典』蒼蒼社、2006、pp.232-235.

³ 「（受权发布）全国人民代表大会常务委员会关于中国人民武装警察部队改革期间暂时调整适用相关法律规定的决定」2017.11.4. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/2017-11/04/c_1121906538.htm>

⁴ 「中华人民共和国人民武装警察法」2020.6.20. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/2a45f544fcb49a39fb8d0824ec5e9c7.shtml>>

2 改正法の概要

(1) 章構成

第1章：総則（第1条～第8条）、第2章：組織及び指揮（第9条～第14条）、第3章：任務及び権限（第15条～第26条）、第4章：義務及び紀律（第27条～第31条）、第5章：保障措置（第32条～第39条）、第6章：監督検査（第40条～第42条）、第7章：法的責任（第43条～第46条）、第8章：附則（第47条～第51条）

(2) 原則

中国共産党中央委員会・中央軍事委員会による集中的・統一的指導（第2条）、中国共産党による絶対的指導及び習近平強軍思想⁵の保持貫徹（第3条）等が追加された。

(3) 組織・指揮

改正法では、武警の組織・指揮に関する章が新たに設けられた。武警部隊の組織については、内衛部隊、機動部隊、海警部隊、教育機関及び研究機構等⁶から成ると規定された（第9条）。

武警の任務遂行の指揮は、平時の場合は中央軍事委員会又はその授権する武警部隊が、人民解放軍と共同での救援・治安維持・演習等に参加する場合は中央軍事委員会の授権する戦区⁷が、戦時の場合は中央軍事委員会又はその授権する戦区がそれぞれ掌握する（第10条）。

武警に対する国務院の指揮権解除に伴い、中央の国の機関及び県級以上の地方政府は、武警と調整する体制を構築し、武警の協力を要する場合には国の関連規定に従って要請すべきこと（第11条）、武警に対し業務指導を行うこと（第14条）とされた。また、武警の動員は法により厳しく審査し、その許可権限及び手続は中央軍事委員会により規定される一方、緊急事態の場合には、武警は規定に従い報告と同時に行動しなければならない（第12条）とされた。

(4) 任務

旧法では第7条のみで安全保衛の任務を規定したのに対し、改正法では第4条で武警の主な任務を6項目に区分し、そのうち4項目について第15条から第18条で説明している。ただし、海警が行う海洋権益保護の法執行及び防衛作戦について具体的には規定していない（表2）。

表2 人民武装警察法改正法に規定される人民武装警察の任務内容

任務の種類	任務内容
歩哨・警備	重要人物の武装警護、重要活動の安全保衛、重要施設・橋梁・トンネル・監獄等の武装警備・警戒、特定区域や陸上国境での武装巡ら、公安・監獄・銀行等と協力した逮捕・護送等（第15条）
群集型突発事件の処理	重要保護対象の安全保衛、道路等の封鎖・制御、隔離・誘導・排除等による違法犯罪行為の制止、閉じ込められた市民の救助・救護、武装巡らによる社会秩序の回復等（第16条）
テロ活動の防止・処理	事件現場での救援・救護・巡ら警戒、公安によるテロリスト逮捕への協力、人質救助・爆発物処理、ハイジャック等の交通機関事件対応等（第17条）
災害等緊急時対応・救援	被災者の捜索・救助・搬送、危険区域等での警戒、災害や危険の排除・管理、二次災害の防止、核・化学等事故の救援、医療救護、感染症対応、交通設備の復旧、重要物資の輸送等（第18条）
海洋権益保護の法執行	別に法律に定める（第47条）
防衛作戦	中央軍事委員会の命令に基づき遂行（第48条）

（出典）人民武装警察法の条文を基に筆者作成。

⁵ 2017年に中国共産党規約に新たに盛り込まれた、習近平総書記による軍改革・建設・統治の指導思想。山口信治「中国共産党第19回全国代表大会の基礎的分析：②習近平強軍思想」『NIDS コメンタリー』第63号，2017.11.2. <<http://www.nids.mod.go.jp/publication/commentary/pdf/commentary063.pdf>>。

⁶ 機動部隊は、元は内衛部隊にあった機動師団が分離したもの。2018年末現在の人民武装警察の組織については、楊太源「軍事 綜述」『中共年報』2019年版，2019.4，p.3-7を参照。

⁷ 作戦を主導する軍事区域別の統合作戦単位。2016年に7の軍区から5の戦区に再編された。